

暴風警報・特別警報が発表された 場合の行動

テレビ・ラジオ・電話（177）で「三重県北部」
「居住するその他の地区」の警報・注意報を確認
してください。

- 1) 学校が始まる前に暴風警報・特別警報が発表
されている場合は、学校に来なくてもよい。
- 2) 暴風警報・特別警報が解除された場合は、す
ぐに登校すること。午前11時を過ぎてから解
除された場合は、その日は休みとなる。
※午前中授業日の場合は、午前11時ではなく
午前8時で判断する。
- 3) 上記2)の場合でも、学校に来るのに危険が
ある（道路が水につかったり、橋が壊れたり、
木が倒れたりする）時や、電車・バスなどが動
かない時には学校に登校しなくてもよい。
- 4) 学校に来る途中で暴風警報・特別警報が発表
された場合は、気をつけて家に帰ること。
- 5) 学校にいる時に暴風警報・特別警報が発表さ
れた場合は、学校の指示に従うこと。

地震の際（注意情報発令の場合含む）

- 1) 学校にいる際は、学校の指示に従うこと。
- 2) 在宅、通学途中の場合は、自分の命を守る行
動をとり、その後の行動を判断すること。